

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進、さらには、中・長期的なエネルギー政策の構築等、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等

- ① 福島再生加速化交付金については、対象事業及び対象地域を拡充すること。
- ② 原発事故に伴い大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。
- ③ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の実施期間を延長するとともに、対象業種を拡充すること。

(2) 放射性物質の除染対策

- ① 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。
また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値内の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。
- ② 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。
- ③ 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援などにより、その廃棄物処理が終了するまで支援すること。
また、これらの減容化施設については、国と県が連携し、必要性や安全性に関する説明を行い、計画地域の理解を得ること。
- ④ 地域の除染を迅速に進めるため、除染方法等に関する協議を簡素化し、除染実施者である市町村が、現場の状況に応じた除染方法や手順を速や

かかつ柔軟に選択することができるよう運用を見直し、除染に係る経費の対象範囲を拡充すること。

また、除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。

- ⑤ 効果が低かった場合や再汚染した場合など、繰り返し除染を実施した場合の経費についても財政措置を講じるとともに、対応策を確立すること。
- ⑥ 新たな除染手法・技術について、検証結果を踏まえ、より有効な手法を積極的に採用するなど、随時「除染関係ガイドライン」を見直すとともに、国の費用負担とすること。
- ⑦ 都市自治体が必要と認めるホットスポット対策について財政措置を講じること。
- ⑧ 河川・湖沼・森林等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置を講じること。
- ⑨ 道路除染に関する側溝の汚泥処理については、実情に応じた財政措置を講じること。
- ⑩ 畜産の堆肥については、基準値（400Bq/kg）を超えるため使用できない堆肥の適切な処理方法を明示すること。
- ⑪ 果樹の放射性物質対策である改植事業については、表土除染と一体的に行うこと。
- ⑫ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。

（3）廃炉・汚染水対策

福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

また、廃炉対策については、事業者に作業を任せることなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うこと。

（4）原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化

- ① 原発事故に伴う損害賠償請求に対し、完全賠償するよう東京電力に対

し強く指導すること。

- ② 放射性物質影響対策に自治体が要した費用の賠償請求に対し、迅速に支払いに応じるよう東京電力に対し強く指導すること。
- ③ 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ④ 商工業等に係る営業損害賠償については、被害者が今なお原発事故により受けた困難に直面していることを踏まえ、原子力損害賠償審査会が示した「中間指針第二次追補」に明示されているとおり、事業者等が従来と同様の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑤ 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染費用については、全額賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑥ 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成 24 年 9 月以降の精神的損害に対して、迅速かつ誠実に賠償がなされるよう、東京電力に対して強く指導すること。
- ⑦ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
- ⑧ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援

- ① 米の全量全袋検査に要する経費については、引き続き震災復興特別交付税により措置するなど十分な財政措置を講じること。
- ② モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的な P R など地域と連携した取組を推進するとともに、高性能非破壊検査機の導入など放射性物質検査に要する全ての経費に対して財政措置を講じること。

また、住民の食品に対する不安を払拭するため、国の責任において、

きめ細かな説明を住民に対して行うこと。

- ③ 山菜・野生きのこ類の出荷が可能となるよう、具体の取組について指導支援すること。さらに、科学的知見をもって、放射性セシウムの移行メカニズムを明らかにし、出荷の見通しを立てられるようにすること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布については、資材及び個別農家の散布に係る経費等に対する財政措置を講じること。

(6) 医師確保対策等

- ① 不足する医師・看護師等の医療スタッフ及び障がい者支援施設・介護保険施設スタッフを配置するとともに、人手不足が深刻化している医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。
また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。
- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。

(7) 住民の健康確保

- ① 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について財政措置を講じること。
また、これら対策の実現に当たっては、関係自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。
- ② 「子ども被災者支援法」の基本方針において定められた支援施策の推進については、避難先における就労支援など、避難者の意見を十分に踏まえ行うこと。
また、同方針における支援対象地域、準支援対象地域については、同法に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域の基準を、合理的に説明できるものにする事。
- ③ 被災地における子育て環境を整備するとともに、子どもたちの発達段階ごとに生じる疾患に対する医療と研究を推進し、長期的な健康管理体制を確保するため、病院施設・研究所・健康増進センター等の機能を複合化した総合小児医療センターを整備すること。

また、学校での体系的な放射線教育の実施や児童、保護者及び教職員に対する心と体のケアについて、専門職員の配置及び財政措置を講じること。

- ④ 甲状腺検査について、検査結果の客観的妥当性を確保する必要があることから、全国規模の詳細な比較調査を実施すること。
- ⑤ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
- ⑥ 原発事故に起因する病気の早期発見のため、特定健康診査及びがん検診などの健康管理を拡充し、年齢にかかわらず全ての住民に速やかに健康診断を実施できるよう実施体制の整備・支援、市町村や各保険者に対する支援・財政負担の軽減を図ること。
- ⑦ 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、実効性のある対策の明確な方針を示し、都市自治体の取組に対し積極的に協力すること。

また、服用に係る免責制度や患者の補償制度を創設すること。

(8) 自主避難者等に対する生活再建支援

仮設住宅に入居している高齢者に対する介護施設整備等、介護サービスの提供について十分な対策を講じること。

(9) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実

- ① 海外諸国における日本産食品の輸入規制強化や産地証明義務付けについては、被災地において放射性物質基準を超える農林水産物・食品が市場に流通することがないように万全の対策が講じられていることを踏まえ、科学的根拠のない規制措置を即時撤回するよう、国の責任において働きかけること。
- ② 農林水産物など各分野の風評被害の解消については、地方消費者行政活性化交付金による長期的な支援など、今後も十分な財政措置を講じること。
- ③ 風評被害払拭のため、広報等に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- ④ 被災地においては、風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況

が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、企業誘致に繋がる施策に対し、支援体制の充実強化や必要な財政措置を講じること。

さらに、被災地域の経済を支える既存企業に対しても、同様の措置を講じること。

- ⑤ 観光誘客を推進するため、観光地の整備をはじめ各種施策等に要する費用について、財政措置を講じること。
- ⑥ ほだ場の除染によって発生する落葉層の処理を迅速に行い、しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。
- ⑦ 被災地における鳥獣被害防止対策については、広域的な観点から国の主導のもと、施策を推進すること。
- ⑧ 国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するため、国の主導のもと、具体的な制度・事業・推進体制を早期に構築するとともに、中長期的な財源確保を図ること。

2. 原子力安全・防災対策の充実

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所等の安全性の確保

- ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- ② 使用済燃料対策については、問題解決に向け、国が前面に立って取り組むこと。

(2) 原子力防災体制の充実強化

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民

や自治体の不安解消に努めること。

- ② 地域防災計画及び避難計画については、その実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。

さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- ③ 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信するとともに、モニタリングポスト等必要な資機材に係る経費について、十分な財政措置を講じること。
- ④ 原子力発電所に近接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑤ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、都市自治体の実態に十分配慮すること。
- ⑥ 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確にすること。
- ⑦ 国は、安全規制に携わる人材の増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図ること。
- ⑧ 地域防災力の向上を図るため、都市自治体における原子力防災に携わる関係者の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練等の企画・実施を支援すること。

3. 中長期的なエネルギー政策

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を踏まえ、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- (2) 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。